議案第４１号

和解について

次のとおり和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により議会の議決を求める。

１　和解の相手方

岡山県岡山市南区豊成二丁目７番１６号
株式会社両備システムズ

２　事件の概要

令和４年度に市が実施したデジタル地域通貨事業において、相手方の再委託先の従業員がサポート窓口を利用した市民の個人情報を搾取し、市民が購入したデジタル地域通貨の使用権限があるように装い、不正に商品を購入した詐欺事件に対する損害賠償請求について協議した結果、相手方から和解案が提示されたものである。

３　和解の内容

（１）相手方の再委託先の従業員が本事件を犯したことについて、市に対して真摯に謝罪するとともに、再発防止策の構築に努める。

（２）相手方は本事件に関して市に生じた一切の損害に対する解決金として金６，０００，０００円の支払い義務を負うことを認める。

令和６年３月１１日提　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議　案	頁　数
４１号	１

提案理由（議案第４１号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和４年度守谷市デジタル地域通貨事業において起こった詐欺事件について、株式会社両備システムズから提示された和解案に基づき和解するに当たり、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議　案	頁　数
４１号	２